

(平成29年4月1日より) 別表第十二 汚染土壌処理基準(第五十六条関係)

有害物質の種類	基準値	
	溶出量(単位 検液一リットルにつき ミリグラム)	含有量(単位 土壌一キログラム につきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇一	カドミウムとして 一五〇
二 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	遊離シアンとして 五〇
三 有機 <sup>りん</sup> 化合物	検液中に検出されないこと。	
四 鉛及びその化合物	鉛として 〇・〇一	鉛として 一五〇
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・〇五	六価クロムとして 二五〇
六 砒 <sup>ひ</sup> 素及びその化合物	砒素として 〇・〇一	砒素として 一五〇
七 水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	水銀として 〇・〇〇〇五	水銀として 一五
八 アルキル水銀化合物	検液中にアルキル水銀が検出され ないこと。	
九 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	
十 トリクロロエチレン	〇・〇三	
十一 テトラクロロエチレン	〇・〇一	
十二 ジクロロメタン	〇・〇二	
十三 四塩化炭素	〇・〇〇二	
十四 一・二—ジクロロエタン	〇・〇〇四	
十五 一・一—ジクロロエチレン	〇・一	
十六 シス—一・二—ジクロロエ チレン	〇・〇四	
十七 一・一・一—トリクロロエ タン	一	
十八 一・一・二—トリクロロエ タン	〇・〇〇六	
十九 一・三—ジクロロプロペン	〇・〇〇二	
二十 チウラム	〇・〇〇六	
二十一 シマジン	〇・〇〇三	
二十二 チオベンカルブ	〇・〇二	
二十三 ベンゼン	〇・〇一	
二十四 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・〇一	セレンとして 一五〇
二十五 ほう素及びその化合物	ほう素として 一	ほう素として 四、〇〇〇
二十六 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 〇・八	ふっ素として 四、〇〇〇
二十七 塩化ビニルモノマー	〇・〇〇二	

備考

- 一 溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量をいい、含有量とは土壌に含まれる有害物質の量をいう。
- 二 基準値は、溶出量にあつては土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第六条第三項第四号、含有量にあつては同条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 三 「検出されないこと」とは、二に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 四 有機<sup>りん</sup>化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。